

中川運河キャナルアート友の会規約

○会員

1. 会員とは、一般社団法人キャナルアート（以下「社団」という。）「中川運河キャナルアート友の会（以下「友の会」という。）会員規約（以下「規約」という。）を承認のうえ、社団に入会の申し込みをし、社団が認めた方をいいます。
2. 会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という。）は、申し込んだ月から13ヵ月の末日までとします。

○入会手続

友の会に入会しようとする方は、社団の公式ウェブサイトをご参照いただき、申込手続きを行うものとします。

○会費

1. 会員は、年会費3,000円を支払うものとします。
2. 会員が継続を希望するときは、会員期間の最終月までに、年会費を支払うものとします。

○会員番号

会員には会員番号を交付します。

○特典

1. 会員には、社団のメールマガジン（プレミアムフォト付き）をお送りします。
（3回／年程度）
2. 社団の主催事業等社団が指定する催事のご案内をお送りします。
3. 会員は、社団の主催事業等社団が指定する公演のチケットを割引料金で購入することができます。
4. 毎年度作成する報告書をお送りします。

○届け出事項の変更等

1. 会員は、氏名、住所、連絡先など、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、ただちにその内容を社団に届けてください。
2. 前項の届け出がないために社団からのご案内等が届かない場合がありますので、ご注意ください。

○退会

1. 会員が友の会を退会するときは、社団に届け出をしてください
2. 会員期間中の退会であっても、お支払い済みの年会費は返還いたしません。

○資格喪失

会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消します。

- (1)虚偽の申告があったとき
- (2)代金の支払いを怠ったとき
- (3)その他、運営上に支障があるとき